

岩手県市町村総合事務組合規程第2号（令和2年3月27日公布）

市町村議会の議員その他非常勤の職員の補償請求書等の様式に関する規程の一部を改正する規程

市町村議会の議員その他非常勤の職員の補償請求書等の様式に関する規程（平成元年岩手県市町村総合事務組合規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
別記様式第2号中 [注意事項] 1 （略） 2 補償を受ける権利は、2年間（障害補償及び遺族補償については、5年間） <u>行わないときは、時効によって消滅します。</u> 3・4 （略）	別記様式第2号中 [注意事項] 1 （略） 2 補償を受ける権利は、 <u>これを行行使することができる時から2年間（傷病補償年金、障害補償及び遺族補償については、5年間）行使しないときは、時効によって消滅します。</u> 3・4 （略）

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。